

○厚生労働省告示第八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和六年三月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う

厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（厚生労働大臣が定める教育訓練の基準の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める教育訓練の基準（昭和五十五年労働省告示第九十三号）の一部を次の表のよう
うに改正する。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の六第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法の一部改正)

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の六第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法(昭和五十八年厚生省告示第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の八第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法</p>	<p>(略)</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の六第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法</p>

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部改正)

第三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和六十三年厚生省告示第二百二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医一名以上及び看護師その他の者三名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、<u>法第三十三条の六第一項第一号に掲げる者及び法第三十四条第一項から第三項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）</u>に対して診療応需できる態勢を整えていること。</p> <p>二（略）</p> <p>五 <u>法第三十三条の六第二項</u>後段の規定による入院措置を採ろうとする精神科病院にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>イ 当該入院措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。</p> <p>ロ（略）</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医一名以上及び看護師その他の者三名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、<u>法第三十三条の七第一項第一号に掲げる者及び法第三十四条第一項から第三項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）</u>に対して診療応需できる態勢を整えていること。</p> <p>二（略）</p> <p>五 <u>法第三十三条の七第二項</u>後段の規定による措置を採ろうとする精神科病院にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>イ 当該措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。</p> <p>ロ（略）</p>

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等の一部改正)

第四條 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等(平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 施行規則第二十二條の二第一項に規定する事業主が次の各号のいずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 施行規則第二十二條の二第一項に規定する事業主であつて、かつ、事業施設等の設置又は整備に伴い同項第一号に規定する重度障害者等(以下単に「重度障害者等」という。)のうち、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人の運営する施設(主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。)に入所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第十四項に規定する就労移行支援又は同條第十五項に規定する就労継続支援(機構が別に定めるものを除く。)を利用してゐる精神障害者及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるものを機構が別に定める数以上雇ひ入れる場合</p>	<p>第二条 施行規則第二十二條の二第一項に規定する事業主が次の各号のいずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 施行規則第二十二條の二第一項に規定する事業主であつて、かつ、事業施設等の設置又は整備に伴い同項第一号に規定する重度障害者等(以下単に「重度障害者等」という。)のうち、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人の運営する施設(主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。)に入所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第十三項に規定する就労移行支援又は同條第十四項に規定する就労継続支援(機構が別に定めるものを除く。)を利用してゐる精神障害者及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるものを機構が別に定める数以上雇ひ入れる場合</p>

(訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部改正)

第五条 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(平成十八年厚生労働省告示第百三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準</p> <p>次のいづれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十九条第十九項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十二条の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>へ (略)</p> <p>(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準</p> <p>次のいづれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十九条第十九項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法第六十二条の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>へ (略)</p> <p>(3) (7) (略)</p> <p>七 (略)</p>	<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準</p> <p>次のいづれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十九条第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十二条の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>へ (略)</p> <p>(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準</p> <p>次のいづれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十九条第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法第六十二条の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>へ (略)</p> <p>(3) (7) (略)</p> <p>七 (略)</p>

(独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第六号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部改正)

第六条 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第六号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第六号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項の生活介護、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援とする。</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第六号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項の生活介護、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援とする。</p>

(診療報酬の算定方法の一部改正)

第七条 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一 医科診療報酬点数表 〔目次〕 (略)</p> <p>第1章 基本診療料 第1部 (略) 第2部 入院料等</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 (略) 第2節 入院基本料等加算</p> <p>区分 A200～A227-2 (略) A228 精神科応急入院施設管理加算(入院初日) 2,500点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>精神保健福祉法第33条の6第1項</u>に規定する入院等に係る患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。))又は第3節の特定入院料のうち、精神科応急入院施設管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該措置に係る入院初日に限り所定点数に加算する。 A229 精神科隔離室管理加算(1日につき) 220点 注 精神科を標榜する病院である保険医療機関において、入院中の精神障害者である患者に対して、精神保健福祉法第36条第3項の規定に基づいて</p>	<p>別表第一 医科診療報酬点数表 〔目次〕 (略)</p> <p>第1章 基本診療料 第1部 (略) 第2部 入院料等</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 (略) 第2節 入院基本料等加算</p> <p>区分 A200～A227-2 (略) A228 精神科応急入院施設管理加算(入院初日) 2,500点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>精神保健福祉法第33条の7第1項</u>に規定する入院等に係る患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。))又は第3節の特定入院料のうち、精神科応急入院施設管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該措置に係る入院初日に限り所定点数に加算する。 A229 精神科隔離室管理加算(1日につき) 220点 注 精神科を標榜する病院である保険医療機関において、入院中の精神障害者である患者に対して、精神保健福祉法第36条第3項の規定に基づいて</p>

隔離を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、精神科隔離室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、月7日に限り、所定点数に加算する。ただし、同法第33条の6第1項に規定する入院に係る患者について、精神科応急入院施設管理加算を算定した場合には、当該入院中は精神科隔離室管理加算を算定しない。

A 2 3 0～A 2 5 2 （略）
第3節～第5節 （略）
第2章 特掲診療料
第1部～第7部 （略）
第8部 精神科専門療法

通則
（略）

第1節 精神科専門療法料

区分

I 0 0 0～I 0 1 3 （略）
I 0 1 4 医療保護入院等診療料 300点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項又は第33条の6第1項の規定による入院に係る患者に対して、精神保健指定医が治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、治療管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り算定する。

I 0 1 5・I 0 1 6 （略）
第2節 （略）
第9部～第13部
第3章・第4章 （略）

隔離を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、精神科隔離室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、月7日に限り、所定点数に加算する。ただし、同法第33条の7第1項に規定する入院に係る患者について、精神科応急入院施設管理加算を算定した場合には、当該入院中は精神科隔離室管理加算を算定しない。

A 2 3 0～A 2 5 2 （略）
第3節～第5節 （略）
第2章 特掲診療料
第1部～第7部 （略）
第8部 精神科専門療法

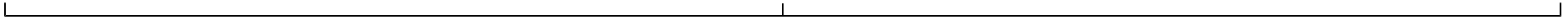
通則
（略）

第1節 精神科専門療法料

区分

I 0 0 0～I 0 1 3 （略）
I 0 1 4 医療保護入院等診療料 300点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項又は第33条の7第1項の規定による入院に係る患者に対して、精神保健指定医が治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、治療管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り算定する。

I 0 1 5・I 0 1 6 （略）
第2節 （略）
第9部～第13部
第3章・第4章 （略）



(基本診療料の施設基準等の一部改正)

第八条 基本診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第八 入院基本料等加算の施設基準等 一〇二十三の二 (略)</p> <p>二十四 精神科応急入院施設管理加算の施設基準</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条の六第一項の規定により都道府県知事が指定する精神科病院であること。</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の六第一項及び第三十四条第一項から第三項までの規定により入院する者のために必要な専用の病床を確保していること。</p> <p>二十五〇三十六 (略)</p>	<p>第八 入院基本料等加算の施設基準等 一〇二十三の二 (略)</p> <p>二十四 精神科応急入院施設管理加算の施設基準</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条の七第一項の規定により都道府県知事が指定する精神科病院であること。</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第一項及び第三十四条第一項から第三項までの規定により入院する者のために必要な専用の病床を確保していること。</p> <p>二十五〇三十六 (略)</p>

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第九条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第四 在宅医療 一 四の三の五 (略)</p> <p>四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者</p> <p>(1) (9) (略)</p> <p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五條第二十七項に規定する移動支援事業を行う者、同條第二十八項に規定する地域活動支援センターを經營する事業を行う者、同條第二十九項に規定する福祉ホームを經營する事業を行う者並びに障害者総合支援法第七十七條及び第七十八條に規定する地域生活支援事業を行う者(障害者総合支援法第五條第二十七項に規定する移動支援事業を行う者、同條第二十八項に規定する地域活動支援センターを經營する事業を行う者及び同條第二十九項に規定する福祉ホームを經營する事業を行う者を除く。)</p> <p>(11) (略)</p> <p>五 八 (略)</p>	<p>第四 在宅医療 一 四の三の五 (略)</p> <p>四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者</p> <p>(1) (9) (略)</p> <p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五條第二十六項に規定する移動支援事業を行う者、同條第二十七項に規定する地域活動支援センターを經營する事業を行う者、同條第二十八項に規定する福祉ホームを經營する事業を行う者並びに障害者総合支援法第七十七條及び第七十八條に規定する地域生活支援事業を行う者(障害者総合支援法第五條第二十六項に規定する移動支援事業を行う者、同條第二十七項に規定する地域活動支援センターを經營する事業を行う者及び同條第二十八項に規定する福祉ホームを經營する事業を行う者を除く。)</p> <p>(11) (略)</p> <p>五 八 (略)</p>

(独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部改正)
正)

第十条 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス(平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援、同条第十六項の就労定着支援、同条第十七項の自立生活援助又は同条第十八項の共同生活援助とする。</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援、同条第十四項の就労継続支援、同条第十五項の就労定着支援、同条第十六項の自立生活援助又は同条第十七項の共同生活援助とする。</p>

(良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の一部改正)

第十一条 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(平成二十六年厚生労働省

告示第六十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第一 精神病床の機能分化に関する事項</p> <p>一 基本的な方向性</p> <p>1 (略)</p> <p>2 精神病床の機能分化に当たっては、精神障害者の退院後の地域生活支援を強化するため、外来医療等の入院外医療や、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種による訪問支援その他の保健医療サービス及び福祉サービスの充実を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>二 入院医療から地域生活への移行の推進</p> <p>1 精神病床の機能分化に当たっては、それぞれの病床の機能に応じて、精神障害者が早期に退院するための体制を確保し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種のチームによる質の高い医療を提供すること等により精神障害者の退院の促進に取り組む。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>三 急性期の精神障害者に対して医療を提供するための体制の確保等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該体制の確保のため、急性期の精神障害者を対象とする精神病床においては、医師及び看護職員の配置を一般病床と同等とすることを目指し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種のチームによる質の高い医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第一 精神病床の機能分化に関する事項</p> <p>一 基本的な方向性</p> <p>1 (略)</p> <p>2 精神病床の機能分化に当たっては、精神障害者の退院後の地域生活支援を強化するため、外来医療等の入院外医療や、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種による訪問支援その他の保健医療サービス及び福祉サービスの充実を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>二 入院医療から地域生活への移行の推進</p> <p>1 精神病床の機能分化に当たっては、それぞれの病床の機能に応じて、精神障害者が早期に退院するための体制を確保し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種のチームによる質の高い医療を提供すること等により精神障害者の退院の促進に取り組む。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>三 急性期の精神障害者に対して医療を提供するための体制の確保等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該体制の確保のため、急性期の精神障害者を対象とする精神病床においては、医師及び看護職員の配置を一般病床と同等とすることを目指し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種のチームによる質の高い医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。</p> <p>3 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

四 入院期間が一年未満の精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保

1 (略)

2 当該体制の確保のため、入院期間が一年未満の精神障害者に対して医療を提供する場合には、当該精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種チームによる質の高い医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。

五 (略)

六 重度かつ慢性の症状を有する精神障害者以外の、入院期間が一年以上の長期入院精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保等

1 (略)

2 当該体制の確保のため、重度かつ慢性の症状を有する精神障害者以外の精神障害者であって、本指針の適用日時点で一年以上の長期入院をしているものに対して医療を提供する場
合においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種による退院支援等の退院の促進に向けた取組を推進する。

3 (略)

七 身体疾患を合併する精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保

1 身体疾患を合併する精神障害者については、身体疾患を優先して治療すべき場合や一般病床に入院しているときに精神症状を呈した場合等において、精神科以外の診療科と精神科リエゾンチーム（精神科医、専門性の高い看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等の多職種からなるチームをいう。）等との連携を図りつつ、身体疾患を一般病床で治療することのできる体制を確保する。

2 (略)

第二 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サ

四 入院期間が一年未満の精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保

1 (略)

2 当該体制の確保のため、入院期間が一年未満の精神障害者に対して医療を提供する場合には、当該精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種チームによる質の高い医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。

五 (略)

六 重度かつ慢性の症状を有する精神障害者以外の、入院期間が一年以上の長期入院精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保等

1 (略)

2 当該体制の確保のため、重度かつ慢性の症状を有する精神障害者以外の精神障害者であって、本指針の適用日時点で一年以上の長期入院をしているものに対して医療を提供する場
合においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種による退院支援等の退院の促進に向けた取組を推進する。

3 (略)

七 身体疾患を合併する精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保

1 身体疾患を合併する精神障害者については、身体疾患を優先して治療すべき場合や一般病床に入院しているときに精神症状を呈した場合等において、精神科以外の診療科と精神科リエゾンチーム（精神科医、専門性の高い看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種からなるチームをいう。）等との連携を図りつつ、身体疾患を一般病床で治療することのできる体制を確保する。

2 (略)

第二 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サ

ビスの提供に関する事項

一・二 (略)

三 居宅等における医療サービスの在り方

1 アウトリーチ

ア 病院及び診療所において、アウトリーチ（医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種チームによる訪問支援をいう。以下同じ。）を行うことのできる体制を整備し、受療が必要であるにもかかわらず治療を中断している者（以下「受療中断者」という。）、長期間入院した後に退院したが、病状が不安定である者等が地域で生活するために必要な医療へのアクセスを確保する。

2 (略)

四〇六 (略)

七 福祉サービスの提供等

1 (略)

2 地域移行・地域定着支援サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五十条第二十項に規定する地域移行支援及び同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。）の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会（障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。）における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第七十七条第四項の地域生活支援拠点等をいう。）の整備並びに市町村における基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）の整備及び機能の充実強化に努める。

3〇五 (略)

第三 精神障害者に対する医療の提供に当たつての医師、看護師そ

ビスの提供に関する事項

一・二 (略)

三 居宅等における医療サービスの在り方

1 アウトリーチ

ア 病院及び診療所において、アウトリーチ（医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種チームによる訪問支援をいう。以下同じ。）を行うことのできる体制を整備し、受療が必要であるにもかかわらず治療を中断している者（以下「受療中断者」という。）、長期間入院した後に退院したが、病状が不安定である者等が地域で生活するために必要な医療へのアクセスを確保する。

2 (略)

四〇六 (略)

七 福祉サービスの提供等

1 (略)

2 地域移行・地域定着支援サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五十条第二十項に規定する地域移行支援及び同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。）の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会（障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。）における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）の整備を目指す。

3〇五 (略)

第三 精神障害者に対する医療の提供に当たつての医師、看護師そ

他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

一 基本的な方向性

1 精神障害者に対する医療の提供、地域移行のための退院支援及び地域で生活するための生活支援においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種のチームにより行うことが重要であり、当該多職種のチームで連携して医療を提供できる体制を確保する。

2 精神障害者本人のための支援を行えるよう、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種間の連携や関係機関の連携に当たっては、個人情報保護に十分に配慮しつつ、本人の意向を踏まえた支援を行う。

二 精神障害者に対する入院医療における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種の連携の在り方

1 精神障害者に対する入院医療においては、精神障害者に対する医療の質の向上のため、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種の適切な連携を確保し、当該多職種のチームによる医療を提供する。

2 精神障害者の退院支援等における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種の連携に当たっては、精神障害者及びその家族の支援や医療機関及び関係機関の連携を推進する。

3 (略)

三 地域で生活する精神障害者に対する医療における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種の連携の在り方

1 精神科の医療機関での外来・デイケア等においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、薬剤師、公認心理師等の多職種が連携し、精神障害者の精神疾患の状態に応じた医療を提供するとともに、必要な支援を行えるような体

他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

一 基本的な方向性

1 精神障害者に対する医療の提供、地域移行のための退院支援及び地域で生活するための生活支援においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種のチームにより行うことが重要であり、当該多職種のチームで連携して医療を提供できる体制を確保する。

2 精神障害者本人のための支援を行えるよう、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種間の連携や関係機関の連携に当たっては、個人情報保護に十分に配慮しつつ、本人の意向を踏まえた支援を行う。

二 精神障害者に対する入院医療における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種の連携の在り方

1 精神障害者に対する入院医療においては、精神障害者に対する医療の質の向上のため、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種の適切な連携を確保し、当該多職種のチームによる医療を提供する。

2 精神障害者の退院支援等における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種の連携に当たっては、精神障害者及びその家族の支援や医療機関及び関係機関の連携を推進する。

3 (略)

三 地域で生活する精神障害者に対する医療における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種の連携の在り方

1 精神科の医療機関での外来・デイケア等においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、薬剤師、臨床心理技術者等の多職種が連携し、精神障害者の精神疾患の状態に応じた医療を提供するとともに、必要な支援を行えるよう

制の整備を推進する。

2 アウトリーチにおいては、受療中断者等に対し、医師、看護職員、作業療法士、精神保健福祉士、薬剤師、公認心理師等の医療従事者を中心としつつ、必要に応じて、保健所及び市町村保健センターの保健師及び精神保健福祉相談員（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十八条に規定する精神保健福祉相談員をいう。）並びに相談支援専門員等の多職種が連携し、必要な医療を確保する。

四（略）

第四 その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

一 関係行政機関等の役割

1・2 （略）

3 保健所

ア（略）

イ 保健所は、保健師や精神保健福祉相談員等の職員等による相談支援や訪問支援等を通じ、精神障害者等（法第四十六条に規定する精神障害者等をいう。以下同じ。）やその家族等に対して治療の必要性を説明し、精神疾患に関する知識の普及を図ることにより、早期に適切な治療につなげることを目指す。

ウ オ（略）

カ 精神障害者等が適切な医療を継続的に受けることができるよう、精神障害者等及びその家族に対する相談支援、精神障害者等に対する訪問支援並びに関係機関との調整等、保健所の有する機能を最大限有効に活用するための方策を、市町村等の他の関係機関の在り方も含めて様々な関係者で検討し、当該検討に基づく方策を推進する。

4 精神保健福祉センター

ア 精神保健福祉センターは、精神保健の向上及び精神障害

な体制の整備を推進する。

2 アウトリーチにおいては、受療中断者等に対し、医師、看護職員、作業療法士、精神保健福祉士、薬剤師、臨床心理技術者等の医療従事者を中心としつつ、必要に応じて、保健所及び市町村保健センターの保健師及び精神保健福祉相談員（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十八条に規定する精神保健福祉相談員をいう。）並びに相談支援専門員等の多職種が連携し、必要な医療を確保する。

四（略）

第四 その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

一 関係行政機関等の役割

1・2 （略）

3 保健所

ア（略）

イ 保健所は、保健師や精神保健福祉相談員等の職員等による相談支援や訪問支援等を通じ、精神障害者（その疑いのある未診断の者を含む。）やその家族等に対して治療の必要性を説明し、精神疾患に関する知識の普及を図ることにより、早期に適切な治療につなげることを目指す。

ウ オ（略）

カ 精神障害者等が適切な医療を継続的に受けることができるよう、精神障害者等及びその家族に対する相談支援、精神障害者等に対する訪問支援並びに関係機関との調整等、保健所の有する機能を最大限有効に活用するための方策を、市町村等の他の関係機関の在り方も含めて様々な関係者で検討し、当該検討に基づく方策を推進する。

4 精神保健福祉センター

ア 精神保健福祉センターは、精神保健の向上及び精神障害

者の福祉の増進を図るための総合的な対策を行う機関として、自殺対策、災害時のこころのケア活動等メンタルヘルスの課題に対する取組に関して地域における推進役となるとともに、関係機関への必要な情報提供、助言その他の援助、研修の実施等による人材育成、専門的な相談支援及び保健所と協力した訪問支援等を行う。

イ (略)
5 (略)
二〇八 (略)

者の福祉の増進を図るための総合的な対策を行う機関として、自殺対策、災害時のこころのケア活動等メンタルヘルスの課題に対する取組に関して地域における推進役となるとともに、関係機関への技術指導及び援助、研修の実施等による人材育成、専門的な相談支援並びに保健所と協力した訪問支援等を行う。

イ (略)
5 (略)
二〇八 (略)

第十二条 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 福祉サービスの提供等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域移行・地域定着支援サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)<u>第五</u>条第二十一項に規定する地域移行支援及び同条第二十二項に規定する地域定着支援をいう。)の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会(障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。)における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における地域生活支援拠点等(障害者総合支援法第七十七条第四項の地域生活支援拠点等をいう。)の整備並びに市町村における基幹相談支援センター(障害者総合支援法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。)の整備及び機能の充実強化に努める。</p> <p>3 精神障害者が地域で生活するために必要なグループホーム(障害者総合支援法第五十八条に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)や賃貸住宅等の居住の場の確保・充実、家賃債務等保証(家賃や原状回復等に係る債務保証の仕組みをいう。)の活用等の居住支援に関する施策を推進する。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第二 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 福祉サービスの提供等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域移行・地域定着支援サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)<u>第五</u>条第二十一項に規定する地域移行支援及び同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。)の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会(障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。)における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における地域生活支援拠点等(障害者総合支援法第七十七条第四項の地域生活支援拠点等をいう。)の整備並びに市町村における基幹相談支援センター(障害者総合支援法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。)の整備及び機能の充実強化に努める。</p> <p>3 精神障害者が地域で生活するために必要なグループホーム(障害者総合支援法第五十七条に規定する共同生活援助を行う住居をいう。)や賃貸住宅等の居住の場の確保・充実、家賃債務等保証(家賃や原状回復等に係る債務保証の仕組みをいう。)の活用等の居住支援に関する施策を推進する。</p> <p>4・5 (略)</p>

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第十条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額の算定に関する基準の一部改正)

第十三条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第十条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額の算定に関する基準(平成二十六年厚生労働省告示第四百三十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第十条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に百分の五十を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十八条第一項及び第二項の規定に基づく療養生環境整備事業の実施に必要と認められる額又は都道府県が療養生環境整備事業の実施に必要と認める経費のうち補助の対象となる経費に係る実支出額のいずれか少ない額</p> <p>二 (略)</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第十条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に百分の五十を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十八条第一項の規定に基づく療養生環境整備事業の実施に必要と認められる額又は都道府県が療養生環境整備事業の実施に必要と認める経費のうち補助の対象となる経費に係る実支出額のいずれか少ない額</p> <p>二 (略)</p>

(児童福祉法施行令第四十二条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第十四条 児童福祉法施行令第四十二条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成二十六年厚生労働省告示第四百七十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>児童福祉法施行令第四十二条の規定により同条第三号に掲げる額について各年度において国庫が負担する額は、次に掲げる額のうちいづれか少ない額に二分の一を乗じた額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。次号において「法」という。)第十九条の二十二第一項から第四項までの規定に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(次号において「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」という。)の実施に必要な認められる額</p> <p>二 (略)</p>	<p>児童福祉法施行令第四十二条の規定により同条第三号に掲げる額について各年度において国庫が負担する額は、次に掲げる額のうちいづれか少ない額に二分の一を乗じた額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。次号において「法」という。)第十九条の二十二第一項から第三項までの規定に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(次号において「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」という。)の実施に必要な認められる額</p> <p>二 (略)</p>

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修の一部改正)

第十五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成二十八年厚生労働省告示第四百五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 次のイからホまでに掲げる科目について、それぞれイからホまでに定める時間以上行われるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 措置入院者及び医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉の連携に関する講義 一時間</p> <p>ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第二十九条の六(法律第三十三条の四において準用する場合を含む。)に規定する退院後生活環境相談員(ホにおいて「退院後生活環境相談員」という。)の業務に関する講義 一時間</p> <p>ニ 医療機関における多職種連携並びに法第二十九条の七(法律第三十三条の四において準用する場合を含む。)に規定する地域援助事業者及び行政との連携に関する講義 一・五時間</p> <p>ホ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一 次のイからホまでに掲げる科目について、それぞれイからホまでに定める時間以上行われるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉の連携に関する講義 一時間</p> <p>ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。ニにおいて「法」という。)第三十三条の四に規定する退院後生活環境相談員(ホにおいて「退院後生活環境相談員」という。)の業務に関する講義 一時間</p> <p>ニ 医療機関における多職種連携並びに法第三十三条の五に規定する地域援助事業者及び行政との連携に関する講義 一・五時間</p> <p>ホ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>

附 則

この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第四条から第六条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号の政令で定める日から適用する。